

随意契約理由書

工事名：大阪府立旭高等学校管理教室棟他 1 棟配管移設工事

本工事は、府立旭高等学校（以下、「旭高校」という。）の管理教室棟及び教室棟において、防火シャッターの閉鎖の障害となっている電線管の移設等の改修を行うものです。

旭高校において、管理教室棟及び教室棟に在る計5か所の防火シャッター下を配管が多数横断していることが判明しました。火災発生の際には、当該防火シャッターが閉鎖せず、生徒及び教職員の安全確保に著しく支障をきたすため、早急な改修工事が必要と考えます。しかし、防火シャッターを横断している電線管を設置した際の図面が存在していません。また、一部の横断電線管は隠蔽部に進入しており、その電線管内の配線の種類、用途も不明のため、調査は電線管の切断や引っ張り確認等の方法が考えられますが、調査の過程で断線、停電及び停波等が発生する等、学校運営に支障を来す恐れがあることから、夏季休暇中に実施する必要があります。

旭高校では屋内運動場にて令和6年5月17日から令和6年9月30日にかけて体育館照明の改修工事を実施しており、すでに体育館照明改修工事は現地着手しているため、工事に先立ち校内一部電線管等を含む事前調査を実施済みです。さらに、本工事を学校運営に支障をきたさず早急に実施することを踏まえると、校内の現況をすでに把握し、一部の既存電線管等は体育館照明工事にて調査済のため、調査期間の短縮が見込まれ、夏季休暇中に本工事を実施可能なものは、令和6年度に旭高校にて体育館照明工事を受注しているツカサエンジニアリング株式会社のみです。

以上のことから、ツカサエンジニアリング株式会社より見積書を徴収し、その結果が予算の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するものです。